

『生糸直輸出奨励法の研究—星野長太郎と 同法制定運動の展開—』補論（上）

富 澤 一 弘

Supplementary Paper for “The Study on Direct Export Incentive Policy for Raw Silk —Hoshino Chotaro and development of the movement toward the enactment of the said policy” (1)

Tomizawa Kazuhiro

目次

- 第1章 生糸直輸出の意味（第1章、第2章、本号掲載）
 - 第1節 登場の背景
 - 第2節 生糸直輸出の位置
 - 第3節 生糸直輸出の衰退
註
- 第2章 生糸直輸出業関係者による立法制定運動と農政
 - 第1節 立法制定運動の展開
 - 第2節 明治期の蚕糸業農政
註
- 第3章 明治10年代—20年代の全国生糸主要製造地の動向と生糸直輸出業（以下、次号掲載）
 - 第1節 全国的動向
 - 第2節 群馬県下の動向
 - 第3節 生糸直輸出業界の状況
註
- 第4章 明治期資本主義発達史上に於ける生糸直輸出運動、ならびに生糸直輸出奨励法制定運動
 - 第1節 研究史と小著の立場
 - 第2節 明治期資本主義発達史上に於ける生糸直輸出運動
註

Introduction

The author introduced “The Study on Direct Export Incentive Policy for Raw Silk—Hoshino Chotaro and development of the movement toward the enactment of the said policy” (Nihon Keizai Hyouron Sha, total of 596 pages) in October, 2002. The author has been receiving valuable suggestions from various sectors since then. This paper fills in the details of the article to answer these suggestions.

第1章 生糸直輸出の意味

第1節 登場の背景

安政6年(1859)6月、開港・通商開始以来、明治32年(1899)7月、第1次条約改正の施行まで、居留地貿易の比重は輸出入ともに圧倒的であった⁽¹⁾。この貿易体制下、横浜以下の居留地に存在した外国人商館は、強い条約上の権利と豊かな資本力を背景にして、当初は貿易を独占、邦人商社が成長する明治10年代以前は、圧倒的影響力を保ち続けていた。そしてこれら外国人商館に対して、国内生産者から集荷した商品を納入したのが邦人の売込問屋であり、外国人商館から輸入商品を仕入れて、国内の商人に還流させたのが邦人の引取問屋であった。

当時、条約上、通商は居留地に限定されており、外国商人が居留地から離れて内地で商業活動を行うことは禁じられていたことから、輸出入ともに、居留地に近接した地域に開店していた邦人の問屋が仲介するかたちをとっていた。

旧幕以来の不平等条約体制下、貿易の主たる担い手は、居留地外商とこれに連なる邦人の売込問屋、引取問屋であり、現在のような意味での直輸出、直輸入という概念は、少なくとも開港より明治初年までは存在しなかった。

小著で取り扱った生糸に即して言うならば、開港以来、明治中期まで、売込問屋－外国人商館経由の輸出が大多数を占めており、明治8年(1875)以前はその100パーセント、明治20年代段階でもその90パーセント以上を占めていた⁽²⁾。なお当時の生糸貿易は、100パーセント近くが横浜からの輸出である。その取引価格は欧米市場の同格品の約3分の2から約2分の1以下の水準であり、小資本、零細資本の製造者、問屋から、大資本の外国人商館が安価に買い叩くという図式が恒常的に存在していた⁽³⁾。

また外国人商館の経済的優位性の下、「ベケ」「看々料」や見本糸没収慣行等、不平等、不明朗な商慣行が定着しており、売込問屋が受けた損失は、結果的に生糸を委託した地方荷主側に転嫁されている⁽⁴⁾。

明治6年(1873)11月、内務卿大久保利通の下、殖産興業政策が本格化をみると、貿易振興、正貨獲得、商権回復の見地から、居留地外商を経由せず、直接海外需要地に商品を輸出する直輸出に注目が集まっている。その理論的提唱者は、大蔵、内務、農商務各省の高官を歴任した前田正名(旧薩摩藩出身、士族)であり、明治11年(1878)5月、大久保利通の逝去を経て、明治23年(1890)5月、退官に至るまで、政府内部に於いて直輸出政策を提唱している⁽⁵⁾。

その言説については、小著で屢述したために反復を避けるが、生糸、茶、雑貨、工芸品、陶器、漆器、織物等、国内製造者を団結・組織化させて、品質・規格性を向上させて大量集荷を実現、売込問屋－外国人商館を経由せず、直接海外市場に輸出して、適正な利益を確保しようとするものであった。そしてこの政策は、大隈・佐野財政期から松方財政の初期にかけて維持されており、明治13年(1880)2月、横浜正金銀行創業、同年10月、御用外国荷為替開設を契機として、全国的に直輸出商社の起業や、直輸出参入者の拡大がみられている。

小著の主役・星野長太郎は、右のような歴史的文脈の下、前田正名その人と直接的接触を有し、明治13年(1880)12月、横浜同伸会社(資本金10万円)、上毛繭糸改良会社(資本金100万円)両直

輸出商社の創業に中心的に関与している。

因みに明治10-20年代を通じて生糸直輸出に関与した製糸業の地域性、階層性について確認するならば、概ね次のようになる。前者については、かつて先行研究が規定した「優等糸」製造を中心とする「第Ⅰ類型製糸家」であり⁽⁶⁾、群馬県の水沼製糸所（群馬県勢多郡黒保根村、現桐生市、社長星野長太郎）、徳江製糸所（同県佐位郡伊勢崎町、現伊勢崎市、社長徳江八郎）、官営富岡製糸所（北甘楽郡富岡町、現富岡市、所長速水堅曹）、碓氷社（碓氷郡東上磯部村、現安中市、社長萩原鎌太郎）、北甘楽製糸社（北甘楽郡富岡町、現富岡市、社長齋藤正次郎）、そして全県規模の地方生糸直輸出商社・上毛繭糸改良会社（勢多郡前橋町、現前橋市、社長星野長太郎）傘下の中小器械・座繰製糸結社が中心を占めている。

これに東北地方の米沢製糸所（山形県西置賜郡米沢町、現米沢市、社長丸山孝一郎）、多勢亀五郎製糸（同東置賜郡漆山村、現南陽市、社長多勢亀五郎）、佐野製糸所（宮城県伊具郡金山村、現丸森町、社長佐野理八）、双松館（福島県安達郡二本松町、現二本松市、社長山田修）、関東地方の大崎製糸所（栃木県芳賀郡清原村、現宇都宮市、社長河村傳衛、後三井家）、長野県の六工社（長野県埴科郡松代町、現長野市、社長大里忠一郎）、太陽社（同上伊那郡赤穂村、現駒ヶ根市、社長鹽澤佐七）、長谷川製糸場（同下伊那郡喬木村、現同、社長長谷川範七）等が加わっている。

また東海・関西地方では、熊谷製糸場（岐阜県厚見郡岐阜町、現岐阜市、社長熊谷孫六郎）、室山製糸所（三重県三重郡四郷村、現四日市市、社長伊藤小左衛門）、京都製糸会社（京都府京都市上京区吉田町、現京都市、支配人宮井悦之輔）、波多野製糸所（同何鹿郡綾部町、現綾部市、社長波多野鶴吉、明治29年、郡是製糸となる）、八鹿製糸所（兵庫県養父郡八鹿村、現養父市、社長田淵澄）等が加わっている。

さらに山陰、九州地方では、山陰製糸会社（鳥取県久米郡倉吉町、現倉吉市、社長亀井甚三郎）、米子製糸会社（同会見郡米子町、現米子市、社長坂口平兵衛）、平田両全製糸所（島根県楯縫郡平田町、現出雲市、社長木佐徳三郎）、蚕糸原社（大分県下毛郡中津町、現中津市、社長小野惟一郎）等が加わっている。

これら生糸直輸出を行った製糸業者は、大別して豪農乃至地主を兼ねる者と、士族とに区分できる。群馬県下の事例で見ると、旧前橋藩士族を中心とする旧士族（前橋町内での製糸の中軸）と星野長太郎——明治23年（1890）、県下最大の地主⁽⁷⁾——を代表とする豪農・地主出自の農民とが相伯仲している。

また全国的事例で見ると、前述の山形県・米沢製糸所、長野県・六工社、大分県・蚕糸原社の事例が士族系の製糸業者であり、商人系の宮城県・佐野製糸所、栃木県・大崎製糸所、京都府・京都製糸会社、そして群馬県・官営富岡製糸所の事例を除くならば、全て豪農・地主系の製糸業者である。このような特徴は、明治期蚕糸業の担い手が一般に士族・豪農層であったという事情もさることながら、この両階層が最も政府の直輸出奨励政策に対して、積極的に反応・協力していったという事実によるものである。

ただし積極的に参入した全階層を通じて言えることは、その経営規模自体、一府県標準ならば比較的大規模な範疇に入れ得るものの、全国的標準ならば中小規模の範疇に入るものが大多数であった。そして松方デフレ期以前から参入していた勢力は、大不況のさなか、大きな痛手を被っており、

損失を重ねて弱体化する荷主や斯業から撤退する荷主、さらに破綻の末、舞台から消え去る荷主も多数存在していた。

従って明治10年代半ば以降、横浜売込問屋から金融上、殊更に優遇されない、それ故、特に売込問屋とは深い関係を有さない存在であった。

尤もこれら荷主は、近世以来の伝統的蚕糸業地帯、明治初年以來の新興蚕糸業地帯の双方から現れているが、彼ら荷主の製造する生糸の品質は、「優等糸」中心であり、その水準・価格ともに国内最高級の生糸である。後年の「羽後エキストラ」(山形県)、「信州エキストラ」(長野県北信地区)、「関西エキストラ」(三重県、京都府、兵庫県)、「山陰エキストラ」(鳥取県、島根県)に連なる製糸業者が、明治20年代以前の段階から、極めて積極的に高級糸製造に特化して営業していたことを確認したい⁽⁸⁾。

これら荷主の主軸は、殖産興業期初期から、星野長太郎自身がそうであったように、内務省(明治14年4月以降は、農商務省)、地方官の奨励の下、国内外の勸業博覧会や共進会に製品を出展して上位入賞を果たすとともに、中央、地方の勸業諮問会に出席を求められ、当事者の立場から、大臣・府県知事レヴェルに対して答申を行う、言うなれば老農的、模範的製糸業者である。彼らは明治16年(1883)5月創立の日本蚕糸協会(幹事長河瀬秀治、幹事星野長太郎)、明治19年(1886)5月創立の日本蚕糸業組合中央部(幹事星野長太郎、長谷川範七他2名)、そして明治25年(1892)4月創立の大日本蚕糸会(評議員星野長太郎、技芸委員星野長太郎、河瀬秀治、高木三郎、新井領一郎、鹽澤佐七他)等、全国規模の蚕糸業団体の主軸を占めている⁽⁹⁾。

第2節 生糸直輸出の位置

明治初年から10年代半ばにかけて、殖産興業政策の重要な柱ともなった直輸出であったが、直輸出一般についても、生糸直輸出についても、その前途は多難であり、明治14年—18年(1881—85)の松方デフレ期、経営的に大打撃を受けて、生糸、茶、雑貨の業種から直輸出撤退が相次いでいる。かかる撤退が促進された背景には、政府・大蔵省の意向の下、明治15年(1882)3月、横浜正金銀行の御用外国荷為替が改変され、地方から開港場までの荷為替取組(旧二類)が廃止されたこと、さらに開港場から海外市場までの荷為替取組(旧一類)に際して当業者の利便性を損なうような厳格な規程運用が行われるようになったことを指摘せねばならない⁽¹⁰⁾。しかもこの後、御用外国荷為替自体の存廃も取り沙汰されるようになり、曲折の末、明治22年(1889)3月、御用外国荷為替は最終的に廃止に至っている。大蔵卿松方正義(明治18年より大蔵大臣)の下、決定をみた直輸出保護政策の転換は、生糸直輸出の中心地帯・群馬県下の蚕糸業者からも、全国各地の蚕糸業者からも、直輸出という選択肢を奪い去っている。

松方デフレ前夜、群馬県下は物価高騰に当面しつつも、蚕糸業を牽引者とする好況に沸き、明治13年(1880)12月創業、全国最大にして、全県規模の地方直輸出商社・上毛繭糸改良会社(社長星野長太郎、資本金100万円)の下、傘下の器械製糸、改良座繰製糸が結束、その最盛期には県内出荷生糸の3割以上を集荷しており、同年同月創業、横浜同伸会社(社長速水堅曹、取締役星野長太郎、資本金10万円)を通じて盛んに米仏両国に直輸出していた⁽¹¹⁾。

しかしながら明治14年(1881)下半期から始まり、明治17年(1884)を極点とし、明治18年(1885)まで続く空前の大不況の下、上毛繭糸改良会社の経営は大打撃を被り、以後再建を果たす

ことなく、主要取引銀行・東京第三十三国立銀行（東京市日本橋区、現中央区、頭取河村傳衛、資本金20万円）の破綻に連動して、明治26年（1893）、清算解社に至っている。その結果、新債権者・三井銀行（東京市日本橋区、現中央区、頭取三井八郎右衛門、資本金200万円）による債権回収が行われ、県内全域で没落する債務者も相次ぎ、星野長太郎以下、旧経営陣も大打撃を受けている⁽¹²⁾。

以上のような生糸直輸出業者の蹉跌とは対照的に、群馬県内の売込問屋系製糸業者——前橋交水社（旧士族による改良座繰結社）を代表とする——は、横浜第二国立銀行（横浜市、頭取原善三郎、資本金25万円）、横浜第七十四国立銀行（横浜市、頭取茂木惣兵衛、資本金25万円）、そして地元前橋第三十九国立銀行（前橋町、現前橋市、頭取稲葉秀作、資本金35万円）の潤沢な資金を活用、横浜売込問屋への委託販売を拡大させていった⁽¹³⁾。その結果、当時県内で最大比重を占めつつあった勢多、碓氷、北甘楽郡下の中小製糸業者は、直輸出商社から離れて、三大売込問屋（原、茂木、澁澤各商店）を中心とする横浜売込問屋への出荷に一斉に切替えていった。このような時潮は、明治18年（1885）以降、一層顕著となり、明治20年代までには県内外、即ち全国で「売込商体制」は確立している⁽¹⁴⁾。

第3節 生糸直輸出の衰退

ここでまず、生糸直輸出と所謂横浜売——製糸業者等が売込問屋を介して居留地外商に売却——の得失を確認しておくならば、以下の通りである。生糸直輸出の場合、一般に売却価格が高く、製糸業者等の利益は、同一製品を同一時期、「横浜売」するよりも大きいことが普通であった。そのかわり生糸直輸出は、当時横浜で一般的であった現金取引の対象外であって、米国への直輸出ならば半年後、仏国への直輸出ならば3箇月後の入金が普通、と資金回収に長期間を要している。

一方「横浜売」の場合、取引価格は相対的に低くなるものの、世界生糸市場唯一の例外・現金決算の下、直ちに資金を回収できる利点があった。しかも特定の売込問屋と取引を行うことにより、売込問屋から巨額の前貸資金を借入することができた。

この資金調達の問題をさらに敷衍すれば、生糸直輸出を支えた商社（＝横浜同伸会社）の資金貸与能力は、極めて弱体であり、かつ政府・横浜正金銀行からの保護政策が後退した明治10年代後半以降、一層の弱体化を呈している。一方、横浜の大手売込問屋は、日本銀行経由の巨額な低利資金を活用、横浜および地方の機関銀行を通じて「原資金」と呼ばれる前貸資金を地方荷主に潤沢に提供していた⁽¹⁵⁾。大手から中小規模に及ぶ地方荷主にとって、この「原資金」は営業上、極めて重要な役割を果たしてきた。

従って年利平均15パーセント前後という高金利、資金不足の明治10年代—20年代段階で、自己調達の資金の下、製造を継続、生糸直輸出を長期にわたり行い続けていった製糸業者は、飽迄少数派であり、その余の製糸業者が「横浜売」に傾斜していくのは当然のことであった。その結果、明治17年（1884）、全輸出生糸量の28.1パーセントを占めていた生糸直輸出は、明治20年（1887）、13.0パーセント、明治23年（1890）、4.6パーセント、と激減、以後全体比5パーセントの水準で低迷するに至っている⁽¹⁶⁾。

それでは何故、同時代の政府は、不効率とされ、不振の状態が続いていた生糸直輸出業への保護を取って打ち切らなかったのだろうか。その主因としては、小著で屢述した通り、農商務省——

明治22年（1889）、前田正名が高官として復帰、翌年、次官に昇任——側からの大蔵省に対する強い保護継続の要請があったからであり、大蔵大臣松方正義自身、河瀬秀治（横浜同伸会社社長）、速水堅曹（同前社長）、星野長太郎（同検査役）等、生糸直輸出業関係者との深い人脈上の接点を有してきたことも無視できない⁽¹⁷⁾。

さらに福澤諭吉その人が、機関新聞にして、最高級紙・「時事新報」上で力説した通り、生糸直輸出業——当時唯一の生糸直輸出商社は横浜同伸会社——解体の結果、横浜居留地外商等が最後の競争者の消滅を奇貨として、一層低価格で国産生糸を買い叩くであろう、との危惧も、保護存続上、有利に働いたことであろう。結局、政府・大蔵省側は、農商務省による申し入れ、さらに横浜同伸会社の請願を受け入れて、横浜正金銀行に対して、御用外国荷為替廃止に代わる「特約」締結（100万円枠、毎年更新、延長）を指令、同社への巨額の荷為替資金供与を認めている。

かかる経緯の下、明治22年（1889）、生糸直輸出業の廃絶、生糸直輸出の杜絶という事態は、回避をみているが、その頹勢は覆い難かった。それ故、失われた政府からの手厚い保護の復活を目指して、明治23年（1890）11月、初めて開会をみる帝国議会を対象に、生糸直輸出業者による立法制定運動が始動に至っている。

ここで考察にあたり、改めて生糸直輸出運動の担い手について確認しておきたい。その理論的指導者は、前田正名であり、その実践者は明治20年代後半—明治30年代初頭の全国実業団体運動とほぼ同様に、地方の中小規模の製糸業者であった。彼らは明治13年（1880）12月創業の横浜同伸会社、乃至、明治26年（1893）10月創業の横浜生糸合名会社の荷主・株主を兼ねており、殖産興業期以来、政府・府県水準の蚕糸業諮問会に出席を求められ、国内外の博覧会、共進会等に出展、全国的知名度を有する老農的・模範的製糸業者である。彼らの出自は、豪農・地主系、士族系に二分できるが、明治16年（1883）5月、製糸諮問会、明治21年（1888）10月、蚕糸諮問会等、農商務省の諮問会出席⁽¹⁸⁾や、明治25年（1892）以降の所謂前田行脚を契機に、前田正名と改めて強い絆で結ばれた者がほとんどである。

なお生糸直輸出運動の担い手は、製糸業界全体からみれば、飽迄も少数派であり、営業規模も、全国的比較で言うならば、中小規模がほとんどであるが、高価な「優等糸」製造に特化して、国内最高級糸の製造・出荷で知られる有名製糸業者であった。

彼らはまた、殖産興業期以来、政府の勸業政策の熱心な支持者・体现者であったことから、政府・地方官に対する大きな発言力を有しており、明治10年代以来、蚕糸業界全体で最大級の政治力を有していた。その政治力は、資本力に於いて遙かに上位者である横浜売込問屋と伯仲するものであり、政府、議会、政党以下、各方面に対して少なからざる影響力を保持していた。

例えば大蔵卿（明治18年以降、大蔵大臣）、後には2度、総理大臣を務めた松方正義、内務大臣、ついで政党・国民協会副党首を務めた品川弥二郎、第2次伊藤内閣、第2次松方内閣の農商務大臣を務めた榎本武揚、第2次松方内閣の法制局長官を務めた神鞭知常、同内閣下、枢密院書記官長を務めた平田東助等は、政府内部に於けるその主なる請願・請託の対象者であった。

一方、政党関係者については、板垣退助、星亨以下、自由党関係者、渡邊洪基、新井毫以下、国民協会関係者等に対して強い人脈上の接点を有していた。

そしてこれら政府・政党との関係を通じて、生糸直輸出運動の担い手は、明治27年（1894）—明

治30年（1897）にかけて、生糸直輸出奨励法以下、蚕糸業関係の法律、建議の議会通過を実現させている。

尤もかかる立法制定運動も、生糸直輸出業界の老舗・横浜同伸会社の斜陽化挽回の有効な対策とはなり得ず、明治31年（1897）5月、生糸直輸出奨励法の廃止を契機に、衰退化を辿っていく。

明治32年（1899）7月、第1次条約改正の施行の下、彼此対等の通商関係が実現をみると、邦人の貿易活動は活性化を遂げている。さらに産業革命の進展、蚕糸業の拡大、生糸輸出の激増を前にして、邦人側の資本力も強化されており、横浜生糸合名会社——売込問屋系資本——および財閥系の三井物産合名会社の両社が「直貿易」形式により、「優等糸」を大量に米、仏両国市場に輸出する体制が確立をみている。

かかる趨勢の下、売込問屋最大手・原商店も、明治33年（1900）、輸出部を設けてその1年後、本格的に「直貿易」に従事、その成功に倣って、準大手売込問屋の参入も相次いでおり、巨額の利益を確保するに至っている⁽¹⁹⁾。

またわが国の生糸輸出量が清国のそれを凌駕して世界第1位となるのは、明治42年（1909）のことであったが、その後、大正元年（1912）、邦人の輸出する生糸総量が初めて外国人商館のそれを上まわり、以後大正期にかけて前者が後者を圧倒、外国人商館による生糸輸出は縮小化の一途を辿り——昭和元年（1926）、15パーセント以下、昭和12年（1937）、5パーセント以下となっている——衰退していった⁽²⁰⁾。

明治44年（1911）7月、第2次条約改正の施行による税権の完全回収とほぼ期を同じくして、明治初年以来の商権回復という命題は、名実ともに達成をみており、これ以後、現行の貿易と同様の形式が定着するに至っている。

以上のような変化が明治30年代後半以降、わが国の貿易の世界に於いて確認されている。

生糸直輸出運動は、明治期不平等条約体制下のナショナリズム的な商権回復運動のひとつであり、先述の明治32年（1899）－大正元年（1912）に至る貿易上の快進撃を直接招来したものではなかった。

しかしながら、この運動の最盛期・明治20年代後半－30年代初頭に於いて提起された法案・建議案の多くは実現化をみており、蚕糸業、および貿易業の近代化のために必要な基盤整備上、実に重要な役割を果たしていった。蚕種の統一や原蚕種の国家管理、生糸検査所の設立や検査の格付、蚕糸業各業種単位の全国規模の組合組織化等、明治44年（1911）3月、蚕糸業法の制定以来、大正・昭和初期にかけて実現化をみるような諸制度を提唱、しかも部分的に実現させた点は、評価されねばならない。

明治30年（1897）3月制定、生糸直輸出奨励法は、生糸直輸出運動の担い手にとって、最も重要な到達点となる筈であったが、現実には同法をめぐる国際問題の発生の結果、翌年5月、ほとんど効果をあげることなく、同法は廃止されていった。ただし明治26年（1893）以来の生糸直輸出奨励法制定運動が残した遺産は、蚕糸業界にとって決して小さなものではなかったことは、小著に屢述した通りである⁽²¹⁾。

生糸直輸出運動は、明治30年代以降の「直貿易」時代に先行する早熟な蚕糸業・貿易業改良運動であり、それ自体が短期的に、多大な成果や利益をもたらした訳ではなかったが、明治中期以前、

居留地貿易全盛期にあつて、国内生糸市場の権衡を保たせ、高品位・高規格性の生糸製造・出荷を促進させ、国内製糸業の技術水準を向上させる点で最も顕著な役割を果たしてきたし、商権回復の達成以前の段階で、邦人側の商権後退を押し止める歯止め役として、機能を果たしてきた。

その効用は、対抗勢力の横浜売込問屋、ならびに同系列下の製糸業者にまで及んでおり、産業革命期以降の蚕糸業や生糸貿易に肯定的影響を与えている。またより長期的視座から言うならば、明治中後期以降、昭和前期に至る蚕糸業の世界的発展を支えるとともに、日本資本主義発展の基礎となるような産業的基盤を生み出している。

註

- (1) 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史(大日本蚕糸会、昭和10年2月)69-78頁、海野福寿「居留地貿易」(『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、昭和58年12月)418-419頁。
- (2) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究——星野長太郎と同法制定運動の展開——』(日本経済評論社、平成14年10月)106、118頁。
- (3) 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第2巻 製糸史(大日本蚕糸会、昭和10年4月)50頁、石井寛治『日本経済史』(東京大学出版会、昭和51年11月)43頁。
- (4) 星野長太郎『生糸貿易意見一斑』(瀛關社、明治24年11月)46-48頁。
- (5) 祖田修『人物叢書前田正名』(吉川弘文館、昭和48年1月)299-305頁。
- (6) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』(東京大学出版会、昭和47年9月)57、63頁。
- (7) 『貴族院議員互選名簿』(群馬県、明治23年7月)1-11頁。
- (8) 註(6)62-70頁、大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第2巻 製糸史(大日本蚕糸会、昭和10年4月)210-217頁。
- (9) 註(2)176頁、大日本蚕糸会『大日本蚕糸会報』第3号(大日本蚕糸会、明治25年8月)51-52頁、同『大日本蚕糸会報』第4号(大日本蚕糸会、明治25年9月)見開き[頁外]。
- (10) 註(2)116頁。
- (11) 丑木幸男・宮崎俊弥『群馬県の百年』(山川出版社、平成元年1月)64-65頁。
- (12) 註(11)65頁、星野長太郎「覚」(星野家文書 近代未整理文書 明治26年)。
- (13) 群馬県史編纂室『群馬県史』通史編8 近代現代2(群馬県、平成元年2月)339-350頁。
- (14) 海野福寿「生糸売込商」(『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、昭和58年12月)6-7頁。
- (15) 註(6)118-125頁、註(14)同。
- (16) 註(2)118頁。
- (17) 註(2)133-137頁、139-140頁。
- (18) 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第4巻 政策史(大日本蚕糸会、昭和10年6月)170-175頁。
- (19) 藤本實也『開港と生糸貿易』下巻(刀江書院、昭和14年12月)532-533頁、539-553頁。
- (20) 註(19)550頁。
- (21) 註(20)419-421頁。

第2章 生糸直輸出業関係者による立法制定運動と農政

第1節 立法制定運動の展開

明治23年(1890)11月、第1議会期の開会より、明治30年(1897)3月、第10議会期の閉会に至るまで、星野長太郎を中心とする生糸直輸出業関係者は、政府・帝国議会を対象として、全国的規模の立法制定運動を展開、明治25年(1892)5月開会の第3議会期以降、明治28年(1895)12月開会、第9議会期に至るまで、関係議員を通じて法案乃至建議案を議場に提出させようと努めてきた。また明治29年(1896)12月開会、第10議会期には、政府案(=農商務省案)というかたちで諸要求を法案化させており、その中には生糸直輸出奨励法のように立法化をみたものも含まれている。そ

ここで以下、小著の記述をもとに、改めて整理を行った上で、検討を加えていきたい。

（１）第１議会期

明治23年（1890）11月開会、第１議会期の請願運動は、「生糸貿易維持救護ノ儀ニ付請願」「生糸及附属品ニ係ル輸出税廃止ノ儀ニ付請願」「蚕種検査法断行之請願」を三本柱とするものであり、その推進勢力は、星野長太郎以下、生糸直輸出業者関係者、そして全国各地の老農的・模範的養蚕家、一般の製糸家（売込問屋系列下）から成っていた^{（1）}。

星野長太郎以下、請願運動指導者は生糸直輸出業界保護のための立法的措置の要求と、生糸輸出税免除——1俵（約60キログラム）あたり23円余の課税額——の要求、蚕種検査法制定による蚕種業統制化の要求とを組み合わせることにより、生糸直輸出業者関係者以外の運動参加者を多数獲得、東北地方から九州地方に及ぶ数万人規模の請願・署名運動を組織化している。そして運動統轄機関・中央蚕糸協会（日本貿易協会内、東京市京橋区、現千代田区）を拠点として、政府・議会への働きかけを強めており、蚕種の改良→糸質・規格性の改良→生糸直輸出、という構想を提起して、請願の採択、法制化を目指して活発な運動を行っていった。

この請願運動には、所謂明治23年恐慌に直面していた売込問屋系の一般の製糸家も多数参加しており、原善三郎、茂木惣兵衛等、横浜売込問屋側に大きな危機感を抱かせている。また蚕種検査法制定の結果、近世以来の既得権益を奪われ、厳格な統制に当面することを危惧する長野県、福島県、群馬県以下、各県の蚕種業者側の強硬な反撥を招いている。その結果、明治30年（1897）3月閉会、第10議会期の時点まで、生糸直輸出業者対、横浜売込問屋—蚕種業者間の激しい対立関係が固定化をみるに至っている。

因みに第１議会期では、予算案審議をめぐる甚しい議事の遅延から、上記の3請願の採択も、また政府・農商務省による蚕種検査法案の提出も行われず、生糸直輸出業者を中軸とするこれら立法制定運動は、次の議会以降に先送りとなっている。

（２）第２議会期—第３議会期

明治24年（1891）12月開会、第２議会期に先立ち、星野長太郎以下、立法制定運動関係者は、衆議院議員提案・蚕業奨励法案を用意していた^{（2）}。この法案は、(1)蚕業講究所設置、(2)蚕糸検査所設置、(3)生糸直輸出奨励、を三本柱とする法案であり、養蚕学校兼、原蚕種管理機関の設立、生糸検査機関の設立と公的認承の実施、御用外国荷為替の実質的復活を通じて、蚕糸業全般、ならびに生糸直輸出貿易の振興を図ろうとする法案であった。

蚕業奨励法案の支持母体・蚕業中央協会（東京市麹町区飯田町、現千代田区、幹事星野長太郎他）は、明治24年（1891）9月段階までには、横浜売込問屋主導の生糸輸出税廃止運動から手を引いており、同年12月当時、生糸輸出税を存続させて、その歳入200万円相当を還元、本法案の財源とするように主張していた。

その結果、生糸輸出税廃止運動に組織化されていた横浜売込問屋系列化の製糸業者——長野県、群馬県の両県下の荷主を中心とする——が運動から離脱、蚕業奨励法制定運動の担い手は、生糸直輸出業者関係者、ならびに蚕種業の統制、蚕糸検査所（後の生糸検査所に相当）の設置に賛同する全国各地の養蚕家を主軸とする勢力へと変化していった。

因みに明治24年（1891）12月、第２議会は、突如解散されたことから、本法案は上程に至らなか

ったが、明治25年（1892）5月開会、第3議会に対してその法理も、支持層も不変のまま、再提出がなされている。尤も同法案は、反対勢力が提出していた輸出海関税免除法律案と衆議院議場に於いて衝突、双方過半数を得ることなく、とも倒れに終わっている。

（3）第4議会期—第6議会期

この期間の運動勢力の顔ぶれは、第2議会期以降のそれと大差は無い⁽³⁾。しかしながら第3議会期の廃案の苦い経緯——衆議院議員の過半数以上を賛成議員としていたにもかかわらず、採決以前に反対派に鞍がえする議員が続出——から、衆議院議員に対するロビー活動が重視されるに至った。そして第3議会期閉会后、結成された衆議院議員、旧蚕業奨励法案支持者から成る運動機関・蚕業振興会（東京市京橋区山城町、現中央区、常務員星野長太郎）を拠点に、自由党、国民協会を中心とする政党に対して、強い働きかけが行われていった（立憲改進黨への働きかけは、売込問屋系議員が多数存在していたことから、限定的であった）。そしてこれらロビー活動の中心人物は、星野長太郎その人に他ならなかった。

かかる政党・議員への働きかけの結果、明治25年（1892）11月開会、第4議会に対して、生糸直輸出奨励法案以下、2法案、2建議案が、自由党の党議、国民協会の支持というかたちで、衆議院に上程をみている。

因みにこの時、初めて編成された生糸直輸出奨励法案は、前議会期に反撥が強かった御用外国荷為替の復活要求を取り下げており、貿易保険機構創設に特化された法案であった（この法理は、明治30年、実業大会案・生糸直輸出奨励法案に至るまで不変）。

しかしながら、生糸直輸出奨励法案以下、関連法案、建議案は、会期切れのために悉く廃案となっている。その後、生糸直輸出奨励法案は、蚕業振興会系議員提出の法案、建議案ともども、明治26年（1893）11月開会、第5議会期、明治27年（1894）5月開会、第6議会期双方に、提出をみているが、衆議院解散により、廃案となっている。

（4）第8議会期—第10議会期

明治27年（1894）10月開会、第7議会期は、日清戦争に伴う臨時議会であり、その議事は、専ら戦費の審議に充てられている。この臨時議会から約2箇月後の12月、第8議会期が開会をみるが、この段階では従来と位相の異なる立法制定運動が展開をみている⁽⁴⁾。それは即ち、全国実業団体運動との邂逅・一体化である。

明治25年（1892）8月以来、元農商務次官前田正名は、地方産業の振興と当事者（農工商民）の団結・組織化を目指して全国行脚を開始、実績を着々とあげており、その2年後の明治27年（1894）12月、第1回全国実業大会を開催するまでに至っている（会場、東京市芝区、現港区）。

星野長太郎以下、生糸直輸出関係者は、所謂前田行脚の当初から、その運動を支援しているが、明治27年（1894）以降の運動高揚期、地方・中央双方に於いて蚕業業者団体の結成に中心的に関与しており、同年12月、全国実業団体運動の中軸的組織・日本蚕糸会創立（中央本部主事星野長太郎）の時点で要職を確保、日本蚕糸会を生糸直輸出奨励法案以下、関連法案、建議案の法制化のための運動機関に変えていった。

大日本農会、日本茶業会、五二会と並ぶ全国実業団体の重要機関を掌握したことにより、星野長太郎以下、立法制定運動関係者は、従来にない強い運動的基盤を獲得している。

会頭前田正名を頂点とする全国実業大会に於いては、(1)各団体決議による法案・建議案の採択、(2)中央大会決議による法案・建議案の採択、(3)会頭前田正名による政府・各省への法案・建議案提出、という形式を通じて、当業者の要請に基づく法律・制度の実現化を目指していった。星野長太郎以下、立法制定運動関係者の全国実業団体運動への合流の結果、全国実業団体運動を統轄する中央機関・全国各団体中央本部（東京市芝区、現港区、会頭前田正名）の関係者も、これら立法制定運動に積極的に協力していく、という図式が生まれている。

明治27年（1894）12月開会、第1回全国実業団体大会の決議の下、政府・議会筋に上申された21件の法案・建議案の中には、生糸直輸出奨励法案、生糸検査所法案も含まれていたが、後者は貴衆両院を通過、法制化を遂げている。

明治27年（1894）12月開会、第8議会期以降、明治29年（1896）12月開会、第10議会期に至るまで、生糸直輸出奨励法案以下、立法制定運動を主導するのは、全国実業各団体中央本部であり、その傘下、星野長太郎（群馬県）、丸山孝一郎（山形県）、佐野理八（宮城県）、羽田桂之進（長野県）、田淵澄（兵庫県）、小野惟一郎（大分県）等、生糸直輸出業者関係者が運動の実務を取り仕切る体制が確立している。その結果、全国規模の強力な圧力団体の存在を前提に、法案、建議案の実現性が向上、明治30年（1897）3月、第10議会期閉会直前に於ける生糸直輸出奨励法制定も、同一文脈上に位置づけられる。

明治29年（1896）9月、第2次伊藤内閣に代って第2次松方正義内閣が成立すると、「戦後経営」の見地から、一層実業重視の農商工政策がとられるようになった。反自由党的立場を堅持した総理大臣松方正義にとって、反政党的立場を貫いていた前田正名の全国実業大会運動は、民心収攬上、好ましいものであり、同総理、および農商務大臣榎本武揚の下、政府・農商務省側は、全国実業団体運動と蜜月関係を取り結ぶに至っている。そして明治27年（1894）12月、第1回全国実業大会以降、明治30年（1897）1月、第4回全国実業大会に至るまで、大会決議を経た建議（法案を内包）の多くを農商務省が採用、政府案として法案化の上、議会に提出する慣行が定着している。かかる前提の下、明治30年（1897）3月、政府案・生糸直輸出奨励法案も、第10議会の場に登場、極めて迅速に両院通過を果たしている。

（5）小括

星野長太郎以下、生糸直輸出業者関係者を中心とする立法制定運動の主眼は、明治25年（1892）5月開会、第3議会期段階までは、御用外国荷為替の実質的復活であり、同年11月開会、第4議会期以降、明治29年（1896）12月開会、第10議会期までは、直輸出貿易保険機構の創設であった。

しかしながら、その要求には、蚕種業、養蚕業、製糸業の近代化と、流通機構の改革の要求とが当初から含まれており、近代蚕糸業史の中でも先駆的・先進的な試みであった。この運動の担い手は、都市紳商ではなく、地方の中小製糸業者、養蚕家であり、売込問屋－居留地外商を中心とする既存の貿易体制に反撥を抱き、また伝統的蚕種製造地の蚕種業者の営業方式に危惧の念を抱く多数の製糸業者、養蚕家の階層の不満を代弁する存在であった。

しかしながら、彼ら生糸直輸出業者関係者自身、蚕糸業勃興期の明治20年代、脆弱な経営的基盤を再建することができず、衰退していく。これは激しい競争を演じながら一仆一起、総体として繁栄をきわめていく横浜売込問屋の姿とは対照的である。

また蚕種業者、売込問屋等、同じ蚕糸業の他業種からの激しい攻撃にさらされ、具体的成果——生糸検査所設立、蚕業伝習所設置、蚕種検査法制定、重要輸出品同業組合法制定等——を得るまでには長い時間を要している。

尤も以上のような制約を持ちながらも、地方生産者（製造者）の希望を民間の「有志」が汲み上げて、国政の場で実行させていったことの重みは、評価されねばならない。

明治政府の蚕糸業政策は、その初期には厳格な統制、明治10-20年代は放任路線であり、その路線が転換するのは、明治28年（1895）以降のことであった。所謂戦後経営の見地から蚕糸業政策のみならず、農商工政策一般で積極的対応がなされたことは周知の事実である。農商務省が産業基盤の整備とともに、法的環境の整備にも留意するようになっていった。かかる転換を促した一因として、まず生糸直輸出業者による立法制定運動、ついで全国実業団体運動の影響が考えられる。

かかる歴史的文脈の下、明治38年（1905）2月公布、蚕病予防法、そして明治44年（1911）3月公布、蚕糸業界の憲法とも言うべき蚕糸業法——改正を重ねつつ、平成9年（1997）5月まで有効——が制定されるに至っている。

第2節 明治期の蚕糸業農政

（1）農商務省開設以前

明治初年、維新政府の蚕糸業政策の中心は、輸出用蚕種・生糸等の粗製濫造対策であり、民部省（明治2年7月開設—明治4年7月廃止）、大蔵省（明治2年7月—）の布達、太政官布告を通じて、各種取締機関の設置、鑑札・免許、改印等、厳格な統制が敷かれていたものの、効果は乏しかった⁽⁵⁾。

その後、欧州蚕糸業の復興（＝微粒子病の克服）の結果、蚕種輸出量が激減したことから、明治11年（1878）5月、政府は太政官布告により、蚕種業界に対する統制を全廃、自由放任路線に転じており、この変換に連動して、蚕糸業界一般に対する統制も緩和をみている⁽⁶⁾。

明治6年（1873）11月、参議兼卿の大久保利通の下、内務省が開省、殖産興業政策が本格的に始動することになった⁽⁷⁾。同省は大蔵、工部両省を凌ぎ、陸軍省に準ずる豊かな予算枠を活用、直輸出奨励政策を推進するとともに、養蚕、製糸、貿易等、各業種に巨額の貸下金を交付、以て勸業の実をあげようと努めていった。しかしこれら資金の交付は、必ずしも即効的効果には直結せず、事業の停滞、失敗に伴い回収不能に陥る事例も多かった。しかも内務省は、蚕糸業部門に止まらず、牧畜、開墾、紡績、海運等、他部門にも巨額の貸下金を交付しており、累積の交付額、回収不能額とも、巨額に上っていた。

なおかつ内務省の管轄下には、官営富岡製糸場（明治5年10月開業）、官営新町紡績所（明治10年10月開業、屑糸紡績）の両蚕糸業系模範工場が存在しており、紡績業系模範工場の官営愛知、堺、広島各紡績所、羅紗製造の官営千住製絨所、その他、新宿試験場、三田育種場、下総牧羊場等、多くの事業が存在していた⁽⁸⁾。これらは民間への技術移転や農事試験・研究上、一定の意義を有していたが、千住製絨所を除き、不採算部門であり、巨額の経費を要することから、後年、他の省への移管や民間への払い下げの対象となっている。

以上のように開省当初の内務省の殖産興業政策は、民間への勸業資金の貸与と、模範的直営事業の推進とを以て特徴づけられる。そしていずれの場合に於いても、養蚕、製糸、生糸貿易を含めた蚕糸業に対する奨励が、その政策の主軸をなしていた。

しかしながら、明治10年（1877）2月、西南戦争が勃発、激戦の末、同年9月、政府軍が勝利を収めるものの、その戦費は4200万円——同年度の一般会計の約8割に相当——にも及んでおり、以後、政府、民間双方に深刻な影響を与えるに至っている⁽⁹⁾。その結果、殖産興業政策も変更を余儀なくされる。

明治11年（1878）5月、内務卿大久保利通が暗殺され、工部卿から転じた伊藤博文が内務卿に就任すると、殖産興業政策は、財政的見地から厳しい見直しがなされている。そして「散布」ともたとえられていた従来の勸業資金の貸与方法が改められ、しかも条例や制度による改良・改革を通じて、より少額の予算の下、殖産興業の効果があげられるような方式が検討されていった。かかる方針の延長線の下、明治13年（1880）11月、参議大隈重信・伊藤博文連名で農商務省設置を建議、勸業機構を統一・整理して経費節減を図るとともに、従来の干渉主義を改めて「農商管理ノ事務」に徹する新機関を創出するように求めている⁽¹⁰⁾。この建議は、政府に採用されることとなり、明治14年（1881）4月、内務省から所轄を受け継ぐかたちで、新しい勸業機関・農商務省（初代農商務卿河野敏謙）が誕生している。

（2）農商務省の初期の勸業政策

農商務省は「邦富殷富ノ大本ヲ養成スル」べく開省をみており、輸入防遏・輸出振興のために「蚕、糸、茶、綿、糖、煙草、葡萄及ヒ種畜、育種等」の改良を図る農務局と、「貿易ヲ増大ナラシメテ欧米各州ト並馳シ商權ノ振作」を図る商務局、そして「工芸ノ保護及勸奨」を図る工務局の三局を中心に始動をみている⁽¹¹⁾。

農商務省は、内務省から勸業資金の貸与の職権（300万円以上の規模）を受け継ぐとともに、官営富岡製糸場以下、14の官営諸場（工場、農場、試験場等）の運営を引き継いでいる。同省の予算規模は小規模であり、明治10年（1877）以前の内務省のように、直営の新事業を次々起こしたり、民間に巨額の資金を直接投与したりすることは、もはや物理的に行き得なかった。そこで「間接ニ恰ク農商工ヲ誘導」するべく、事業者を勸奨して物産改良や起業を促したり、巡回教師や技師を派遣して技術の移転や向上を促したり、資金貸与を行う場合には、中間的組織を設定させた上で民間に貸下げる、というような所謂間接的勸業政策に重心を移している⁽¹²⁾。

さらに西洋農法の機械的導入・失敗への反省から、改めて在来農法に注目、各地域の農業に通暁する「老農」の役割が再評価されるようになった。農商務省の開設の前月、第2回内国勸業博覧会の開催にあわせて、3府37県、103名の「老農」を召集、全国農談会が2週間にわたり開催されている（内務省勸農局主催、浅草本願寺）⁽¹³⁾。

さらに農商務省の開設の2日前、これら「老農」をも会員とする、農業・農学の啓蒙的組織にして、農商務省の外郭団体・大日本農会（初代幹事長品川弥二郎）が創立を迎えている⁽¹⁴⁾。

またこの時期、内務省、ついで農商務省の指導の下、全国各府県で共進会が開催されており、蚕糸業、織物業、紡績業、製糖業、製茶業、陶漆器業等、各分野の技術水準向上が図られている⁽¹⁵⁾。

以上のような歴史的な文脈の下、農商務省による蚕糸業政策は、徐々に本格化を遂げていくのであった。

（3）農商務省の蚕糸業政策（明治14年—20年代前半）

当該期、農商務省の蚕糸業政策は、開省段階の原則に忠実なかたちで、民業への直接的介入や過

干渉を避けて、間接的な保護・奨励に徹したものとなっている。また条例や規則の制定、研究・教育機関の創設、同業者団体の設立奨励等を通じて、蚕糸業を取り巻く環境の整備に努めており、府県を介した緩やかな行政指導を通じて、蚕糸業の質的向上を図っている。

明治11年(1878)5月以降、蚕種業を統制する法令は、国レベルでは暫時存在していなかったが、明治10年代中葉、各地で微粒子病の流行が深刻化する事態をみている。そこで農商務省は、明治17年(1884)4月、農務局蚕病試験場(麹町区内山下町、現千代田区)を開設、同病を含む蚕病全般の研究に着手している⁽¹⁶⁾。そしてその研究結果に基づき、明治19年(1886)8月、蚕種検査規則(省令第9号)、蚕種検査規則取扱手続(訓令第14号)を公布している。この両法令をうけて、各府県には蚕種検査所が設置されており、蚕種業者は顕微鏡による微粒子病検査を義務づけられている。

その結果、顕微鏡検査に従事する技術者の養成が急務となったことから、明治20年(1887)、東京府北豊島郡西ヶ原村(現北区)に移転した農務局蚕病試験場(同年4月、農務局蚕業試験場と改称)に於いて各府県から集めた生徒を教育、蚕糸業の学理・実地指導を行うとともに、微粒子病検査の方法を伝授している。かくして地方蚕糸業の発展を支える将来の技師、伝習所教師、巡回教師等、人材育成の体系が生み出されている。

また農商務省は、明治16年(1883)5月、全国16府県、29名の模範的・老農的蚕糸業者を招集、省内に於いて製糸諮問会を開催、「蚕糸ノ粗製濫造ヲ矯正シ、勉メテ同一ノ品位ヲ多量ニ製出シ、以テ海外ノ販路ヲ擴張スルノ意見」等に答申を求めている⁽¹⁷⁾。

そしてこの答申結果を踏まえて、わが国最初の公的・全国的蚕糸業団体の日本蚕糸協会(幹事長河瀬秀治、幹事星野長太郎、東京市京橋区日吉町、現中央区)が同月創立をみている。

ついで農商務省は、明治18年(1885)6月、1府42県の蚕糸業者を招集、蚕糸業集談会(東京商業会議所、京橋区木挽町、現中央区)を開催、「蚕糸組合設立ニ就キ障害ノ有無」等に関して諮問を行っている⁽¹⁸⁾。

その答申結果を踏まえて、農商務省は同年11月、蚕糸業組合準則(省達41号)を公布、蚕糸業組合中央部(幹事星野長太郎、他3名、京橋区南鍋町、現中央区)、各府県の蚕糸業組合取締所の中央、地方機関を通じて、蚕糸業者の組織化や蚕種、繭、生糸等の品質・規格性向上を図っていった。尤もこの政策は、蚕糸業者の各業種毎の利害対立から、十分な機能は果たせなかった⁽¹⁹⁾。

この後、農商務省は、明治21年(1888)10月、2府19県、55名の蚕糸業者を招集、省内に於いて蚕糸諮問会を開催、蚕糸業組合法制定の是否や蚕糸業組合中央部の再生の方途等に関して、諮問を行っている⁽²⁰⁾。しかしながら蚕種業者、養蚕家、生糸売込問屋、生糸直輸出業者間の深刻な意見対立から、答申の一本化ができなかった。その結果、紛争的となっていた蚕糸業組合中央部は、明治22年(1889)3月、廃止となっている。

因みに右の蚕糸業組合中央部をめぐる紛争が教訓となったのであろう、農商務省は以後、明治20年代前半に至るまで、蚕糸業者の特定の業種、特定の勢力による働きかけに対しては、極力距離を置くように努めている。また蚕糸業界内部で意見が大きく割れるような問題については、無理強いを避けて意見を先送りにする傾向が見受けられる。そして紛争の当事者に対しては、中立的立場から穏当な解決が図られるように指導している。それに加えて大日本農会や明治25年(1892)4月創

立、大日本蚕糸会（東京府北豊島郡瀧野川村、現北区）のような農業、蚕糸業の啓蒙団体を通じて、知識や技術の普及を図っている。

（4）農商務省の蚕糸業政策（明治20年代後半－40年代）

明治20年代後半、わが国の蚕糸業の発展は実にめざましいものがあって、紡績業ともども、産業革命を強力に牽引していった。この時点までに蚕糸業は、北海道から九州まで日本列島全域に広まり、しかも新興蚕糸業地域に於いても、未熟な試行段階を越えて、技術の定着段階を迎えようとしていた。このような蚕糸業の量的・質的成長の過程にあって、農商務省が明治19年（1886）8月、公布していた蚕種検査規則（省令第9号）以下、関連法令は、もはや時代遅れとなりつつあって、流通する蚕種の微粒子病検査・検印実施のみならず、蚕種製造段階の蚕、繭、蛾にまで立ち入った検査の必要が叫ばれるようになった（微粒子病は遺伝性を有するため、卵の検査だけでは、病毒の伝染を阻止できなかった）⁽²¹⁾。さらにこの蚕種検査規則の運用は、各府県の採量に委ねられていたが、府県毎に基準が区々であったことにより、他府県製蚕種の流通に際して、府県当局と蚕種製造者・販売者の間でしばしば混乱が発生していた。そのため、より強い拘束力を伴い、かつ全国同一基準の蚕種業統制の法規の必要性が求められるようになった。

なお明治20年代を通じて、わが国の生糸産出量は、清国、イタリアについて世界第3位の地位にあったが⁽²²⁾、前述の蚕種検査規則を除き、蚕糸業を統制する法令もなければ、生糸を検査して公証する機関もなかった。そこで従来の自由放任路線を見直し、蚕糸業発展上、必要な法令、制度を積極的に取り入れるように求める声が高まっていった。

以上のような歴史的文脈から、農商務省の蚕糸業行政も、より積極的なかたちに変っていった。なおここで忘れてならないことは、かかる転換がひとり蚕糸業行政に於いてのみみられた訳ではなく、農商務省の政策全体の中で、より積極的な変化がみられたということである。

即ち明治28年（1895）4月、日清戦争の勝利の後、清国からの巨額の賠償金を前提にして、農商務省の勸業政策も、「戦後経営」の名の下、より直接的、かつ前向きなものに変っていったのであった⁽²³⁾。しかも時の内閣は、第2次伊藤内閣（明治25年8月－明治29年8月）、第2次松方内閣（明治29年9月－明治30年12月）ともに、政党と提携しており、議会運営は初期議会——第1議会期－第6議会期（明治23年11月－明治27年6月）の謂——段階とは異なり、安定していた。その結果、富国強兵の見地から、軍拡・勸業の実現のため、議場に提出をみた法案（政府案・議員提出案ともに）が比較的容易に通過するようになった。かつこれら新規の法律、制度は、戦勝後の国家、行政側の強い権威を背景として、強制や拘束の度合を高めており、明治20年代前半までの自由放任、民業不干渉の路線とは、著しい対照をなしている。明治30年代後半以降の所謂サーベル農政の芽は、この時期に現れている。

ところで明治28年（1895）以降の農政は、法律の制定、制度の拡充を通じて推進をみているが、それは蚕糸業行政に於いても同様であった。まず法律の面からみるならば以下のようなものである。

明治20年代前半からの生糸直輸出業関係者の要望、および明治20年代後半の全国実業団体運動の要望をうけるかたちで、明治28年（1895）6月、生糸検査所法（法律第32号）が公布されている⁽²⁴⁾。その結果、明治29年（1896）7月、神戸に於いて、8月、横浜に於いて、生糸検査所の業務が本格化を呈している。

ついで明治30年（1897）3月、蚕種検査法（法律第10号）が公布されており、初めて全国画一の基準の下、卵のみならず、繭、蛾に至るまで検査が及ぶようになっている⁽²⁵⁾。尤も同法の検査対象は、当初越年種に限られ、不越年種に及ばず、不完全であったことから、明治33年（1900）3月、改正法（法律第45号）が公布されており、翌年4月から、越年、不越年を問わず、検査が及ぶようになった。その結果、微粒子病はほぼ沈静化に至っている。

しかしながら、微粒子病以外の軟化病、硬化病、膿病、蠶蛆病の被害が広がり、改正蚕種検査法では十分な対応が行えなかったことから、農商務省は明治38年（1905）2月、蚕病予防法（法律第22号）を公布、蚕種業者のみならず、蚕糸業者全般に徹底的消毒、蠶蛆駆除を命じている⁽²⁶⁾。

ついで明治44年（1911）3月、農商務省は、蚕糸業法（法律第47号）を公布、蚕種製造を免許制として、一層の蚕病予防策を図るとともに、蚕種統一を目指して原蚕種製造所、および種繭審査会を設置している⁽²⁷⁾。同法は戦後に至るまで数度にわたり改正の上、平成9年（1997）5月までの法的生命を保つ、いわば蚕糸業界の憲法であり、大正、昭和初期の斯業発展を支えた重要法規である⁽²⁸⁾。

以上は蚕病予防、乃至、蚕種業界統制のための法規であるが、同様に重要な法律として、重要輸出品同業組合法をあげなければならない。既に前項で確認してきたように、明治10年代後半段階で農商務省は、蚕糸業組合準則による当事者の組織化を企図してきたものの、十分に機能するまでには至らなかった。

その後、明治20年代後半、全国実業団体運動の強い要請をうけて、農商務省は明治30年（1897）4月、重要輸出品同業組合法（法律第47号）を公布、蚕糸業界にあっては、蚕種、養蚕、製糸等、各業態毎に同業組合を結成させ、規則強化を促している⁽²⁹⁾。同法は明治33年（1900）3月公布、重要物産同業組合法（法律第35号）の前身をなす法律であり、蚕糸業、絹織物業の発展に重要な役割を果たしている。

なお他に明治32年（1899）6月公布、農会法（法律第103号）、明治33年（1900）3月公布、産業組合法も、間接的に蚕糸業の発展に寄与している⁽³⁰⁾。

次に制度の面からみれば、教育・研究機関の拡充と、政策確定のための審議会的組織の活用が重要である。

まず前者については、明治29年（1896）3月、農商務省は蚕業講習所官制（勅令第28号）を公布、同年、既存の農務局蚕業試験場（東京府北豊島郡瀧野川村、現北区）を改組の上、官立の蚕糸業研究・教育機関の東京蚕業講習所を開設している⁽³¹⁾。さらに明治32年（1899）4月、京都蚕業講習所（京都府葛野郡衣笠村、現京都市北区）を開設している。この東京・京都両蚕業講習所は、当時日本最高水準の蚕糸業研究・教育機関であり、蚕糸業全般にわたる調査・試験に従事するとともに、将来の中央・地方の技師、養蚕教師となる人材を育成している。

その後、蚕業講習所は、明治44年（1911）5月、原蚕種製造所官制（勅令第150号）公布に伴ない、研究業務を官立原蚕種製造所（東京府豊多摩郡杉並村、現杉並区）に移管の上、純然たる高等教育機関に転生、大正2年（1913）6月、農商務省から文部省への移管を経て、翌年4月、東京高等蚕糸学校（現東京農工大学の前身）、京都高等蚕糸学校（現京都工芸繊維大学の前身）となっている。この両高等蚕糸学校、および明治43年（1910）3月創立の文部省直轄・上田蚕糸専門学校（長野県小県郡上田町、現上田市、現信州大学の前身）は、戦前・戦後を通じて蚕糸業技師・研究

者を輩出、蚕糸業近代化のための重要な一翼を担っている⁽³²⁾。

一方、後者の審議会的組織の活用について確認するならば、当該期のそれは、明治29年（1896）4月公布、農商工高等会議規則（勅令第152号）に基づく農商務省の政策決定のための審議会・農商工高等会議を出発点としている⁽³³⁾。都市紳商や各業界代表、そして高級官僚（農商務官僚以外の他省官僚も含む）を成員としたこの農商工高等会議は、第2次松方内閣時代の明治29年（1896）10月以降、第1次大隈内閣時代の明治31年（1898）10月までの3回、開催をみている。その議題は主として貿易、海運の拡張に関するものであり、小著の主題・生糸直輸出奨励法も、明治30年（1897）3月、第2回農商工高等会議の席上で承認をうけた上で、政府案（＝農商務省案）が議会で提出され、成立に至ったという経緯を有する⁽³⁴⁾。

この後は、恐らく第2次松方内閣時代（明治29年9月—明治30年12月）の農政の反省——政府高官と民間「有志」との親密すぎる関係は、しばしば「癒着」との批判を招いている⁽³⁵⁾——から、農商務省の重要な政策決定に際しては、特定勢力の要求のみが突出することなく、紳商や業界当事者、そして官僚の意向がバランス良く反映できる、かつ決定の過程が明瞭な、審議会形式が採用され、定着するに至っている。

例えば当該期の蚕糸業の分野では、明治32年（1899）9月、蚕糸業諮問会を皮切に、明治34年（1901）5月、勸業諮問会、明治35年（1902）11月、蚕糸業談話会、明治43年（1910）4月、生産調査会、明治45年（＝大正元年、1912）4月、中央種繭審議会が開催されており、本省の蚕糸業政策にいわば御墨付を与える役割を果たしている⁽³⁶⁾。この方式は、大正期以降、昭和前期を経て、戦後の段階まで受け継がれている。

因みに農商務省は、当該期、同様の意図から、大日本蚕糸会（明治38年8月、社団法人化、現存）に対しても、直接諮問を下して、答申を求めている（明治32年2月、明治42年10月）⁽³⁷⁾。

前述のような手続きを踏んで、農商務省は、明治38年（1905）2月公布の蚕病予防法（法律第22号）、そして明治44年（1911）3月公布の蚕糸業法（法律第47号）以下、蚕糸業関連の重要法規の制定・改正を行って行くのであった。

以上、本節では明治期の蚕糸業農政と題して、明治初年から末年に至る経過を検証してきた。明治政府・農商務省の蚕糸業政策は、明治20年代後半を分水嶺として、受動的から能動的へ、消極的から積極的へ、放任的から統制的へ、と大きく転換している。その主因は、当該期の蚕糸業の量的・質的发展、そして日清戦勝、「戦後経営」という側面に求め得るものの、明治10年代以来の生糸直輸出業関係者による働きかけと、明治20年代後半の全国実業団体運動参加者による要求なくしては、蓋し別の位相——かかる変化はより遅く、より緩やかなかたちで現象化——の下、発露・展開を見た筈であり、蚕糸業の近代化・発展の上で、否定的影響を及ぼした筈である。このような見地からしても、小著で屢述してきた生糸直輸出奨励法制定運動、ならびに全国実業団体運動の果たしてきた役割は、大きなものであり、これら運動の蹉跌と消滅故に、過小評価されるべきではない、と考える。〔第3章、第4章は、嗣出〕

註

- (1) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究——星野長太郎と同法制定運動の展開——』（日本経済評論社、平成14年10月）141—164頁。

- (2) 註(1) 188-219頁。
- (3) 註(1) 223-250頁。
- (4) 註(1) 256-332頁。
- (5) 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第4巻 政策史(大日本蚕糸会、昭和10年6月)12-14頁。
- (6) 註(1) 156-159頁。
- (7) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」(『岩波講座日本歴史』第14巻 近代1 岩波書店、昭和50年8月)228-233頁。
- (8) 高村直助「殖産興業」(『日本歴史大系』4 近代I 山川出版社)438-439頁。
- (9) 註(7) 239-240頁。
- (10) 註(8) 454頁、上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経済史学』第41巻-第3号、社会経済史学会、昭和50年8月)52-53頁。
- (11) 上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経済史学』第41巻-第3号、社会経済史学会、昭和50年8月)56頁。
- (12) 註(11) 50、59頁。
- (13) 牛山敬二「農談会」(『国史大辞典』第11巻、吉川弘文館、平成2年9月)369頁。
- (14) 牛山敬二「大日本農会」(『国史大辞典』第8巻、吉川弘文館、昭和62年8月)844-845頁。
- (15) 藤本實也『開港と生糸貿易』下巻(刀江書院、昭和14年12月)664-677頁。
- (16) 註(5) 283頁。
- (17) 註(5) 170-172頁。
- (18) 農林大臣官房総務課『農林行政史』第3巻(財団法人農林協会、昭和33年12月)788-789頁。
- (19) 註(1) 171頁、註(18) 790-793頁。
- (20) 註(5) 172-175頁。
- (21) 註(1) 158頁。
- (22) 註(1) 74頁。
- (23) 石井寛治「日清戦後経営」(『岩波講座日本歴史』第16巻 近代3 岩波書店 昭和51年6月)51-52頁。
- (24) 註(5) 300-308頁。
- (25) 註(5) 20-21頁。
- (26) 註(5) 22-23頁。
- (27) 註(5) 23-24頁、石井寛治「蚕糸業法」(『国史大辞典』第6巻(吉川弘文館、昭和60年9月)541頁。
- (28) 註(1) 421頁。
- (29) 註(1) 421頁。
- (30) 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第2巻 製糸史(大日本蚕糸会、昭和10年4月)442-452頁、渡辺洋三「農業関係法」(『講座日本近代法発達史』2、頸草書房、昭和33年3月)47頁。
- (31) 註(1) 420頁、註(5) 283-284頁。
- (32) 註(1) 420頁、註(5) 284-285頁。
- (33) 註(1) 278頁。
- (34) 註(1) 314-319頁。
- (35) 「東京朝日新聞」明治30年4月9日 夕刊(1)。
- (36) 註(5) 177-179頁、183-197頁。
- (37) 註(5) 179-183頁。

(とみざわ かずひろ・本学経済学部教授)